

山口県報

平成22年
5月24日
(月曜日)

目 次

告示
家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施(畜産振興課).....一



山口県告示第二百十五号の二

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成二十二年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 目的
口蹄疫の発生を予防するため
- 二 区域
山口県全域
- 三 期日
平成二十二年五月二十八日から同月三十一日まで
- 四 実施の方法
牛、めん羊、山羊又は豚の所在する農場(家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。)の出入口において、炭酸ソーダの四パーセント水溶液を用いて農場に出入りする者の作業靴及び車両を消毒する。

平成
平成
平成
二十
二年
五月
十四
日
印刷

発行
行人
所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁